

## 静岡ドラゴンボート協会競技規則

### 第1章 競技の運営

#### 第1条 目的

この規則は、静岡ドラゴンボート協会が主催等する大会において、競技が円滑かつ公正に行われることを目的とする。

#### 第2条 競技委員会

1 前条の目的を達成するため、競技委員会を設け、次の競技役員で構成される。

- (1) 競技委員長 1名
- (2) 競技副委員長 若干名(競技委員長の指名するもの)
- (3) 統括審判長 1名
- (4) 海上及び陸上審判長 各1名
- (5) 海上及び陸上審判員(100m審判員及び発艇員を含む)
- (6) 記録員(時計員を含む)
- (7) 召集員
- (8) 舵取員
- (9) 施設委員
- (10) 救助員
- (11) その他競技実施に必要な役員

#### 第3条 競技役員の職務

1 競技委員長は、競技運営の最高責任者であり、次の権限を有する。

- (1) 競技運営を円滑に行うため、必要に応じ競技運営委員会を開催することができる。
- (2) 競技委員長は、規則によって図り得ない競技会中に発生したあらゆる問題の解決に当たる。不当な行為を冒した選手、競技役員、選手関係者や観客に対し不適切な言動を行ったものを処分することができる。

2 競技副委員長は、競技委員長を補佐する。

3 統括審判長は、審判に関する一切を統括し次の権限を有する。  
また、競技委員長が兼ねる場合もある。

- (1) レースの成立、再レースに関する権限。
- (2) 順位、タイムの最終決定をする。

4 海上及び陸上審判長は、統括審判長を補佐し各審判員を統括する。

5 海上及び陸上審判員

- (1) 各審判員は各審判長指示のもと次の審判行為を行う。
- (2) 100m審判員は、発艇後100m までに「進路妨害」「衝突」「転覆」が発生した時は、「赤旗」を掲げて表示し、審判長に報告するとともに、全艇停船させ再レースの通告を行いスタート地点に戻るよう指示する。  
100mを全艇が無事通過後は「白旗」をあげ、各審判長に報告する。
- (3) 発艇員は、発艇に関する監視を行い、発艇合図の全責務を負う。

- 6 記録員等は次の職務を担う。
  - (1) 記録員は、記録の集計を行い、統括審判長等の確認を受けた後、記録を掲示する。
  - (2) 時計員は、各艇のスタートから艇首が決勝線を通過するまでのタイムを計測し、各審判長等へ報告する。
- 7 召集員は、レースに備え、各チームを所定の招集場所に待機させ、乗艇を指示する。  
なお、乗艇クルーの減員が発生した場合、大会毎の競技規則にある乗艇人数が揃えば競技に参加できる。  
但し、その乗艇人員数が不足した場合は失格となり出場できない。  
出場できない場合の責任はそのチームにある。
- 8 舵取員は、派遣要請クルーの舵取りを担う。
- 9 施設員は、競技運営部会長指示のもと、競技運営にかかる艇、パドル、舵、その他備品等の準備及び格納を行う。
- 10 救助員は、次の職務を担う。
  - (1) 救助員は人命第一とし、コース内要所に配置し、事故や落下物に備え、常に安全に対する監視を怠らない。
  - (2) 救助艇は、指名された救助員により運航を行い、海上審判長の指示により、海上審判の補助を行う。

#### 第4条

##### 用具等

- 1 競技で使用される艇、舵、パドル、太鼓、バチ等は(以下、用具という)、大会実行委員会が用意し、用具は、極力、同一規格(重さ、長さ、太さ等)になるよう準備する。  
個人所有の用具(マイパドル、マイバチ等)に関しては、JDBA及びIDBF公認パドルは使用可とする。検定は行わないが乗艇時に確認を行う。
- 2 各クルーはレース前、割り当てられた用具を、規定時間内に十分に点検する責務を負う。  
その結果、出艇前にクルーからの申告により、競技運営部会長がレースに重大な支障があると認めた場合、艇などの用具の変更を認めることがある。  
変更した用具の再変更は認められない。
- 3 各クルーはレース前、割り当てられた艇に予備パドルを2本準備する責務を負う。  
乗艇後パドルの破損によるレース時間遅延は認めない。

#### 第5条

##### 参加申込み

- 1 競技会の参加申し込みは、実行委員会が定めた所定の申込用紙に、大会要項に従い、締切期日までに、事務局へメール等で申し込むものとする。
- 2 参加費については、各大会の要項に従い、締切期日までに指定の支払方法にて支払うものとする。
- 3 参加費を支払い後に出場を辞退しても、参加費の返還は認めない。

第6条 監督者(チーム代表者)会議

1 参加締切期日以降に、実行委員会の指定する日に監督者会議を開催する場合があるが、本規則によるほか、各大会実行委員会が別に定める。

2 監督者会議を開催する場合は、大会運営及び競技に関する指示、説明を受ける。

3 削除

4 監督者会議等に無断欠席のチームは、競技に参加できない。

第7条 練習規定

1 練習については、静岡ドラゴンボート協会ドラゴンボート等管理規定によるほか、各大会実行委員会が別に定めることとする。

第8条 破損等

1 選手が故意に用具等を破損したと競技役員が判断した場合、競技運営部会長は当該選手の所属するチームのレース出場を認めない。

2 用具等を故意に破損した選手のチームは、実行委員会に対し、罰金と修理費または新調費全額を支払わなければならない。

3 罰金は3万円、修理費は実費請求、支払期限は大会終了後1ヶ月以内とする。

第2章 競技規定

第9条 競技種目及びチーム構成

1 競技種目は、大会毎に実行委員長等により告知を行う。

2 競技規則については、本規則によるほか、各大会毎に競技規則を定める。

第10条 漕路(レーン)

1 レーンは、大会実行委員会によって定められた各スタート地点から決勝線までの直線又は折返しとする。

2 レーンはブイまたは浮標物で表示されるものとする。

第11条 予選及び決勝

1 競技は最少2艇以上の参加がなければ成立しない。

2 予選の組合せは抽選による。

なお、各組の出場数の差が2艇以上にならないものとし、異なる場合は初めの組の出場数を多くする。

3 予選及び決勝は同一コースで行う。

4 予選以降の組合せは、各大会毎の競技規則による。

第12条 発艇(スタート)

- 1 レーンは、決勝線に向かって競技本部のある側を第1レーンとする。
- 2 予選を必要とする競技種目のレーンは抽選によって決定する。  
定められたレーンの変更は認めない。
- 3 発艇員は、「Attention Go!」の拡声器の音声により合図すると共に、大旗のうち下ろして発艇の合図を行う。  
なお、拡声器による音声をピストルによる発砲「号砲」に代えることができる。
- 4 選手は、パドルを水中に静止した状態でスタートを待つことができるが、「Go!」の前にパドリングを始めた場合、フライングをしたとみなす。  
発艇員は直ちに不正発艇フライングをしたチームに警告を与え、再度スタート行う。  
再度の発艇でフライングがあってもレースを進行させる。  
再度の発艇でフライングを行ったチームは、当該レースの最下位とする。  
このクルーが完漕しない場合は失格となり、以後のレースに出場できない。
- 5 気象状況により、発艇員の指示で艇を安定させるため、スタートの直前まで前2列の選手にパドリングを指示する場合がある。
- 6 ドラマーは、「ATTENTION」「Go!」の発艇合図まで、2本のバチをドラムの上に接触し、発艇合図の「Go!」を待つ。  
「Go!」の前にバチを上段に構えてスタートした場合は、フライングと判断する。
- 7 発艇の合図を待つクルーは、発艇員の「ATTENTION」の声が聞こえたら、静止し他のクルーの集中力を徐がないように静かに「GO」の合図を待つこと。  
発艇員の合図と紛らわしいクルーの勝手な発声を禁止する。
- 8 風や波によりスタート準備が出来なかった場合は、ドラマーが両手若しくは、片手を高く上げ左右に大きく振り発艇員に合図すること。

第13条 決勝(ゴール)

- 1 ゴールは、選手の乗った艇の艇首(龍首の最先端)がゴールラインを通過した時とする。
- 2 次レース進出決定レースにおいて、同着順位があった場合、次のとおりとする。
  - (1) 次レースにおいて、レーンの確保ができる場合は、抽選でレース順を決める。
  - (2) 次レースにおいて、レーンを確保できない場合は、くじ引きで順位を決める。

第14条 推進方法

- 1 パドラーは、実行委員会の貸与パドル等を使用し、進行方向を向き、座して漕ぐ。パドルは艇に固定してはならない。
- 2 舵取り(ステアーズマン)は、専ら自艇に与えられたレーンの維持に責任を持つ。
- 3 舵取りを行う選手については、静岡ドラゴンボート協会が認定した舵取員とする。  
また、乗艇する際は認定証を携帯すること。認定証が無い場合は乗艇できない。
- 4 ドラマーは、競技の伝統、推力発揮のため、競技中積極的に連続してドラムをたたかねばならない。
- 5 これらに反したチームは、タイムペナルティを受けることがある。

第15条 失格

- 1 競技会の品格を汚す言動や不正な行為を犯した場合、競技規則を守らない場合、競技役員  
の指示に従わない場合は失格、退場処分を行うことがある。
- 2 競技中に外的な援助、水路に沿っての他艇の随行伴走(コースの外側も含む)、水路内に物  
を投げ込むことによる援助または妨害行為を禁止する。  
このような行為に関係したチームは、失格とする。
- 3 競技中に落水した場合、落水の選手が外的援助(クルーなら可)なしに艇に乗り込むことがで  
きなければ失格とする。
- 4 コースを逸脱したクルー及び、衝突する虞れのあるクルーは、停船する事。  
審判艇の指示を待って元のコースに戻りレース続行にて完漕する事。
- 5 競技中、ゴール前等で、故意に減速し、順位調節をしようとしたクルーは、当該レースの最下  
位とする。
- 6 出場登録した選手以外の乗艇が発見されたクルーは、失格とし以後のレースに出場出来な  
い。
- 7 レースに乗艇中のクルーは、ドラマーが叩くドラム以外の鳴り物を鳴らす事を禁じる。  
これに違反した場合は失格とする。

第16条 衝突等

- 1 スタートラインから100m以内で、衝突、転覆、進路妨害等の事故があったときは、再レースを  
行うことがある。
- 2 100m地点を越えて衝突、転覆、進路妨害、コースアウト等が起き、失格クルーが複数出現  
し、順位を決める必要が生じた場合は、当該クルーにおいて、再レースを行う場合がある。
- 3 再レースを行う場合、次レースとの競技時間を配慮し、発艇時間は競技運営部会で決定す  
る。  
なお、再レースの場合、レーンの変更は行わないが、使用する艇、パドル、派遣舵取りが変更  
になる場合がある。  
参加全クルーはこの条件を受け入れなければならない。
- 4 レーンを逸脱した場合は失格とし、当該レースにおける順位は最下位とする。

第17条 中断

海上審判等は、不測の事態が生じた場合は、競技を中断させることができる。  
選手は直ちにパドリングを中止し、次の指示を待たねばならない。

第18条 抗議

- 1 競技結果に不服があるときは、キャプテンまたは監督が、成績発表後15分以内に統括審判  
長宛て抗議をすることができる。
- 2 統括審判長は、抗議を受けた場合、審判長を中心にレース結果を精査し、速やかに回答しな  
ければならない。

第19条 順位及び記録

審判団が下した順位と記録は最終のものである。  
参加クルーは、発艇後、艇(龍首、龍尾を含む)、パドル、舵、太鼓等の用具破損を理由に、  
レース結果に変更を求めることはできない。  
また、レーンの中に、たまたま実行委員会の責任外の浮遊物等があつて、その結果に影響を  
受けたとしても、レースの結果は変更されない。

第20条 安全対策

- 1 レースに出場する選手は、フローティングベストを着用しなければならない。
- 2 艇が事故等により転覆した場合、浮いている艇に掴まり救助を待つこと。  
その指示もドラマー及び舵取りが責任を持って行わなければならない。
- 3 ズボンは、膝丈のものとする。
- 4 競技に出場する選手は、酒気帯びによる乗艇を禁止し、同日開始前から競技終了までの間  
飲酒は厳禁とする。  
また、クルーの一人が飲酒した場合も、当該チームは失格とする。

第21条 付則

- 1 平成20年7月2日、制定
- 2 平成20年12月18日一部改正
- 3 平成21年5月26日一部改正
- 4 平成23年5月8日一部改正(10人艇に関する規定を追加)
- 5 平成27年4月1日一部改正(競技規則を大会毎に追記)
- 6 平成29年7月1日一部改正

#### 用語の概念(規程)

- 1 競技委員会とは、本規定より定められた専門委員会
- 2 競技者(選手)とは、競技会の目的に沿って競技会に参加する個人や団体
- 3 コースとは、競技を運営する地域全般を指し、競技役員や選手等がレース遂行に専有する水域
- 4 レーンとは、競技に出場するクルーに、規程の標識で区画された水域の一部を専用として割り当てられた水域。